

議案第96号関連資料

建設工事入札全価格帯への変動型最低制限価格制度 の試行適用について

1 目的

これまで建設工事の入札では、予定価格5,000万円未満には固定型最低制限価格制度を、5,000万円以上には低入札価格調査制度を適用していましたが、近年の材料費・人件費の高騰など日々変化する社会情勢への対応や入札参加者の事務負担軽減を目的として、令和7年4月から全価格帯に変動型最低制限価格制度を試行適用したいと考えています。

2 制度の主な変更点と効果

- (1) 低入札価格調査の書面調査を廃止し、事務負担を軽減
 - ・低入札時の工事品質の確保及び下請けへの適正な支払い等に関する書面調査を廃止し、受注者に品質確保等について誓約書を提出いただくこととします。
 - ・書面調査廃止により、事業者及び本市双方の事務負担と調査期間（約1か月）が削減でき、速やかな工事着手を図ります。
- (2) 日々変化する社会情勢に対応するため変動型最低制限価格制度を適用
 - ・入札参加者が日々変化する社会情勢（物価変動等）に対応した価格競争により受注できるように、従来の設計価格から失格値を算出するのではなく、直近の市場における実勢価格等を反映した入札参加者の応札額から失格値を算出する変動型最低制限価格制度を適用します。
- (3) 下限値を設け、ダンピング防止及び不調減少を図る
 - ・変動型最低制限価格（失格値）に加えて下限値（予定価格の85%）を設けダンピング（安値請負・不当販売）の防止を図ります。
 - ・下限値を公表することで全者が失格値以下になるなどして不調となるケースの減少が期待できます。

3 新制度開始日

令和7年4月1日公告分から

4 新制度の周知について

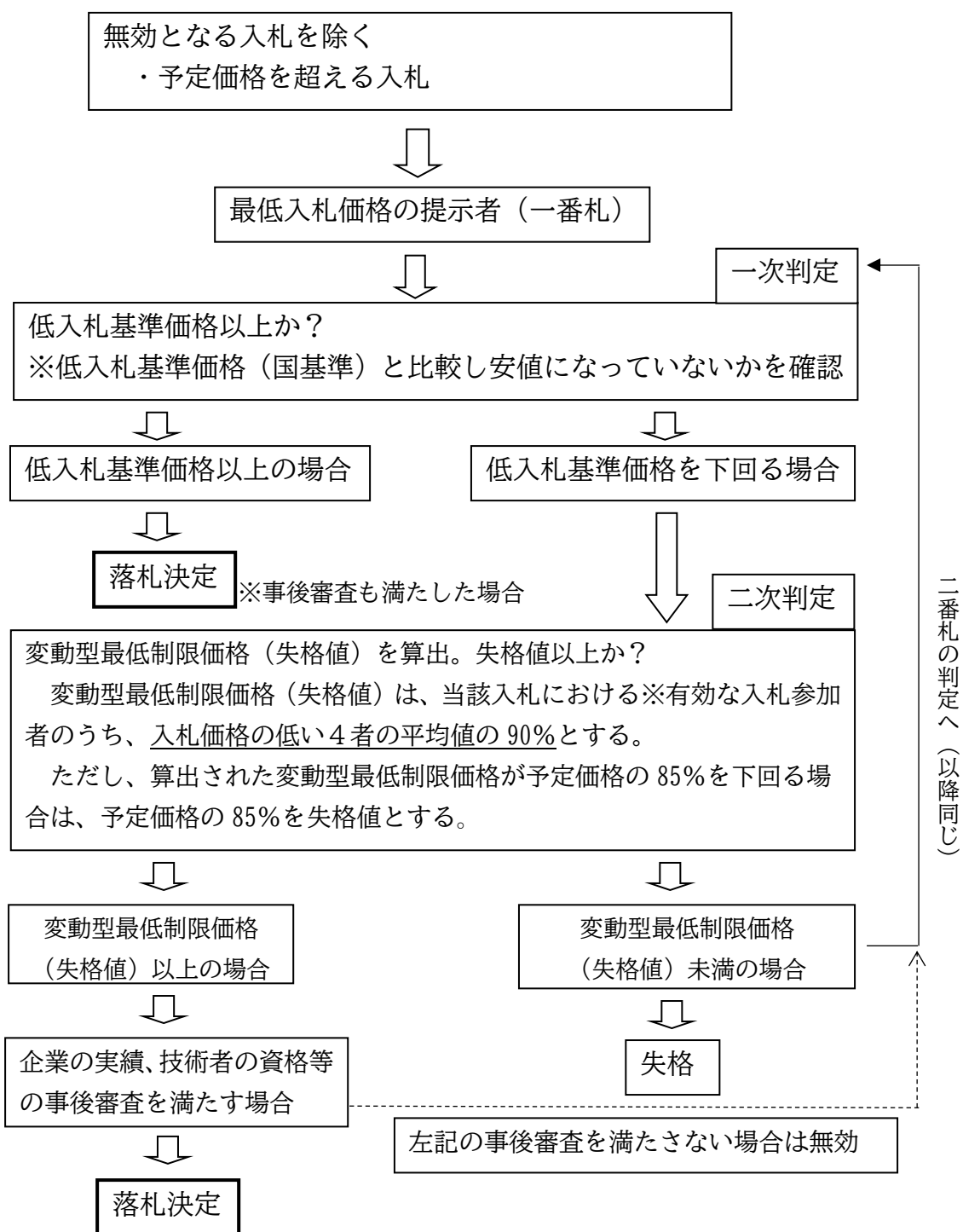
- ・令和6年12月末（予定）から（開始の3か月前）
- ・市ホームページ及び明石市入札情報サービスにてお知らせ

5 予算措置

新制度を現工事電子入札システムで運用するため、システム改修費（198万円）を12月補正予算で提案

6 変動型最低制限価格制度の手続きの流れ

※単価契約工事を除く



(注) 有効な入札者が4者未満の場合は、予定価格の85%を最低制限価格とする。

7 その他

(1) 物品・役務に係る電子入札 (見積合せ) システムの導入

- ・ 令和7年4月から実施予定
- ・ 事業者向けのシステム操作等に係る資料及び解説動画を、令和6年12月中旬ごろから本市ホームページに掲載予定。